点検・測定及び試験の基準（発電所あり）

別表第１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 電気工作物 | | 点検・測定及び試験項目 | 通常点検 | 年次点検 |
| 受変電設備 | 引込線  責任分界となる開閉器  電線及び支持物 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 継電器との連動動作試験 |  | 1回/1年(※3) |
| 断路器  遮断器  開閉器 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 継電器との連動動作試験 |  | 1回/1年(※3) |
| 絶縁油酸価試験 |  | ※4 |
| 絶縁油耐圧試験 |  | ※4 |
| 内部点検 |  | ※4 |
| 電力ヒューズ | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 計器用変成器 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 変圧器 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 電圧・負荷電流測定 | Ａ（※9） |  |
| 温度測定 | Ａ（※9） |  |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 絶縁油酸価試験 |  | ※4 |
| 絶縁油耐圧試験 |  | ※4 |
| 内部点検 |  | ※4 |
| 電力用コンデンサ  リアクトル | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 母線、避雷器  その他高圧機器 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※1) |
| 配電盤及び制御回路 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 低圧絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※2) |
| 継電器との連動動作試験 |  | 1回/1年(※3) |
| 接地装置 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 絶縁監視装置 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 設定値の確認 |  | 1回/1年 |
| 試験釦による動作確認 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 設定値における誤差測定 |  | 1回/1年 |
| 伝送試験 |  | 1回/1年 |
| 負荷設備 | 電動機、電熱器  電気溶接機  その他電機機器類  照明装置、配線・配電器具  設置装置 | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 低圧絶縁抵抗測定 |  | 1回/1年(※2) |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 漏洩電流測定 | Ａ（※9） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 電気工作物 | | | 点検・測定及び試験項目 | 通常点検 | 年次点検 |
| 非常用予備発電装置 | 原動機関係 | | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 冷却水・潤滑油量の確認 | Ａ（※9） |  |
| 起動試験 | Ａ（※9） | 1回/1年(※5) |
| 機構部、排気装置など | Ａ（※9） | ※8 |
| 電気関係 | | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 指示計器表示確認 | Ａ（※9） |  |
| 絶縁抵抗測定 |  | ※6 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 運転制御関係 | |  |  | ※8 |
| 蓄電池 | 蓄電池 | | 外観点検 | Ａ（※9） | 1回/1年 |
| 比重測定 |  | ※7 |
| 液温測定 |  | ※7 |
| 電圧測定 |  | ※7 |
| 発電所 | 内燃力 | 原動機関係 | 外観点検 | Ｂ（※9） | 1回/1年 |
| 機構部、排気装置など |  | ※8 |
| 電気関係 | 外観点検 | Ｂ（※9） | 1回/1年 |
| 指示計器表示確認 | Ｂ（※9） |  |
| 絶縁抵抗測定 |  | ※6 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 運転制御関係 |  |  | ※8 |
| 風力 | 風車、支持工作物 | 外観点検 | Ｃ（※9） | 1回/1年 |
| 機構部、支持部など |  | ※8 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 電気関係 | 外観点検 | Ｃ（※9） | 1回/1年 |
| 指示計器表示確認 | Ｃ（※9） |  |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 絶縁抵抗測定 |  | ※6 |
| 運転制御関係 |  |  | ※8 |
| 太陽電池 | 太陽電池アレイ  パワーコンディショナ | 外観点検 | 1回/6月 | 1回/1年 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| 電気系統、制御装置  （受変電設備の項目） | 外観点検 | Ｄ（※9） | 1回/1年 |
| 指示計器表示確認 | Ｄ（※9） |  |
| 絶縁抵抗測定 |  | ※6 |
| パワーコンディショナ等の試験 |  | ※8 |
| 単独運転検出機能の確認 |  | ※8 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| その他 | 電気関係 | 外観点検 |  | 1回/1年 |
| 接地抵抗測定 |  | 1回/1年 |
| その他 |  |  |  |

注1、高圧回路絶縁測定について

　※1：高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注2、低圧回路絶縁測定について

　※2：技術基準を定める省令第58条に規定された値以上の場合、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注3、継電器との連動動作試験について

　※3：保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常である場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注4、内部点検、絶縁油について

　※4：操作状態、絶縁抵抗値などを勘案し行う。

注5、非常用予備発電について

　※5：年次点検での起動試験は停電で自動起動し、復電で自動停止させ、電圧、周波数が正常であることを確認する。

　※6：絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。

　※8：機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。

注6、蓄電池電解液について

　※７：負荷状態を勘案し行う。

注７、発電所について

　※6：絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。

　※8：機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。

注8、特別点検

　　　　必要に応じて行う。

注9、注1～注３の測定、試験方法及びその判定の基準について

　　　　試験方法及びその判定の基準については別に定める「無停電年次点検の適用基準」による。なお、適用基準に満たない場合は、停電状態にして年次点検を行う。

注10、通常点検における点検頻度について

※9：通常点検における点検頻度については、平成15年7月1日経済産業省告示第249号に定める設備条件による点検頻度を適用し、下表下欄に記入する。

ただし、太陽電池発電所の受変電設備に適用される点検頻度は、対象の発電所の設備条件によって異なるため、経済産業省パンフレット「点検頻度確認フロー図」により確認された点検頻度を適用し、下表下欄に記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 需要設備 | 内燃力発電所 | 風力発電所 | 太陽電池発電所 |
| Ａ（※9） | Ｂ（※9） | Ｃ（※9） | Ｄ（※9） |
| **1回/ 月** | **1回/ 月** | **1回/ 月** | **1回/ 月** |

注11、年次点検における点検頻度については

主任技術者制度解釈及び運用（内規）（令和３年３月１日付け20210208保局第２号)４．（７）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について、適用要件に準じ、又無停電年次点検実施要項に従って無停電点検を適用し、下表下欄に記入する。

|  |
| --- |
| 停電年次点検 |
| **1回/ 年** |